



平成 30 年 11 月 22 日

観 光 庁

住宅宿泊事業の届出に係る実態調査結果等の公表

住宅宿泊事業の届出の手続が煩雑との指摘を踏まえ、関係自治体に対して届出事務に係る実態について調査を行いましたので、その結果について公表いたします（別添 1）。

観光庁では、これまでも添付書類の迅速化等を関係自治体に求めてきたところですが、未だ改善がなされていない自治体が見られることから、不適切な運用が行われている事例及び自治体名を公表するとともに、行政手続法に違反するおそれがある行為や不適切な手続の事例等について関係自治体へ通知を発出し（別添 2）、早急な改善を求めていきます。

1. 調査の目的等

- 住宅宿泊事業法においては、健全な民泊の普及を図るため、住宅宿泊事業を届出制とし、届出事項や添付書類については、事業者や物件の特定に必要な事項等に限っている。
- 一方で、一部の自治体における条例や運用による手続の上乗せ措置が、届出が伸び悩んでいる一因になっているとの指摘があったことから、住宅宿泊事業法事務を担う 101 自治体（47 都道府県、31 保健所設置市、23 特別区）に対して調査を行った（7 月 31 日締切）。

2. 実態調査の結果概要

- 届出に際して、那覇市、文京区の 2 自治体で住宅宿泊事業法に規定のない事前相談を義務付けていたほか、事前相談を推奨していると回答した 57 自治体のうち、26 自治体において、ホームページ等で事前相談が必須であると誤解を与えるような案内が行われている。
- 住宅宿泊事業法の届出にあたっては、国で電子的な届出が可能なシステムを構築し、ガイドラインにおいて、システムを利用することを原則としているが、自治体の対応について確認したところ、特にシステム利用を推奨していないとの回答が 23 自治体であった。
- 届出時の提出書類については、92 自治体において、法令に規定されている以外の独自の書類の提出を求めている。
また、提出を求めている根拠として、条例のほか、ガイドラインや手引き等で定めている自治体が多いが、山形県、沖縄県、川崎市、神戸市、川口市、尼崎市の 6 自治体においては、根拠無しとの回答であった。
- 届出内容との一致等を確認するために、18 自治体で任意の現地調査を実施しており、そのうち秋田県、群馬県、滋賀県、京都市、鳥取市、那覇市、千代田区、新宿区の 8 自治体においては、受理までの間に現地調査を実施しているとの回答であった。

【問い合わせ先】 観光庁観光産業課 民泊業務適正化指導室

波々伯部（27312）、坂野（27333）、楠（27324）

電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8330（直通）FAX：03-5253-1585